

事業評価書（事前）

事務事業名		安全管理研究科研修事業
事務事業の概要	(1)目的	医療現場の安全を確保することは、わが国の保健医療の基本的研究課題であるが、医療事故への対応という事後対応に加え、医療を安全に提供するための新しい安全管理対策に係る知識等の伝達を行い、安全水準の向上を図る。
	(2)内容	各医療機関において、医療安全管理対策を企画立案する実務担当者に、システムマネジメント、法律の知識や安全工学による発想の醸成を促す。これに現場での実習及び研究も加えた、安全管理研究科研修（6ヶ月コース、定員20名程度）を新設し、医療安全対策に係る総合的研修を実施する。
	(3)達成目標	予算額（案） 7百万円
評価	(1)必要性	<p>〔国民や社会のニーズに照らした妥当性〕 最近相次いでいる初歩的なミスにより人命が失われているという事実、国民の医療に対する信頼が揺らいでいる状況にある。医療事故防止対策のみならず、患者に対する安全な医療の供給体制を確立することは重要である。</p> <p>〔公益性〕 医療事故防止対策や安全な医療供給体制を確立する研究を平成13年度から行ってきており、本研修事業でその成果を医療の現場に伝え、広めていくことは公益性を有する。</p> <p>〔官民の役割分担〕 医療安全という国民的ニーズに対する研究成果を使つての研修であるため、その普及にあたっては国がリードし、かつ、最新の知見をもつて研修内容を改定していく必要があり、官が行うことが効率的である。民間においては受講者等による更なる伝達講習を担当することが考えられる。</p> <p>〔国と地方の役割分担〕 国で実施する研修において、全国から研修生を募り、習得した知見を伝達することとしているが、地方においてはその地域で伝達講習への取組みが求められる。</p> <p>〔緊要性の有無〕 近年、医療ミスにより国民の医療に対する信頼が揺らいでいる状況であるが、医療安全対策、安全な医療供給体制を確立することは医療に対する信頼回復において、早急に取組むべきである。</p>
	(2)有効性	<p>〔これまで達成された効果、今後見込まれる効果、効果の発現が見込まれる時期〕 これまで得られた研究成果は、実践的であり、かつ、医療現場の安全に資するものであり、これを普及することで即効性をもつて、安全水準を向上することができる。これにより、医療に対する国民の信頼回復に有効である。 また、本事業は、研究成果の修得のみならず演習として研究も行うものであり、新たな研究の切り口につながることを期待される。</p>
	(3)効率性	<p>〔手段の適正性〕 本事業により、これまで国立試験研究機関として蓄積してきた研究成果を直</p>

	<p>接医療機関の実務担当者に伝達することができるため、効率的である。</p> <p>また、研修事業により研修を終えた者が、それぞれの医療現場において伝達講習することができ、本研修受講者以外にも幅広く知識を普及することができる。</p>
(4)その他 (公平性・優先性 など)	医療の安全確保対策は最優先事項と考える。
関連事務事業	<p>医療安全管理等に関する調査研究事業（本研究所の事業） 医政局関連の安全対策事業</p> <p>医政局の事業との相違点として、 対象者 医政局は、特定機能病院及び200床以上の病院の幹部職員や、安全管理責任者を対象としている。それに対し、本事業では、各医療機関において医療安全対策を企画立案する実務担当者（医師、看護婦、薬剤師部門のリスクマネージャークラス）を対象としている。</p> <p>研修内容 医政局の研修は、1日～3日間で専門家による安全対策の講義及び、参加者の施設における事故事例の分析・取組等についてグループで討議し、幹部職員の立場から、より有効な安全対策の取りまとめを行う。それに対し、本事業は、本研究所の医療安全管理等に関する調査研究の成果を基にして、具体的な対策の企画立案ができるよう、6ヶ月間の日程で医療安全に関する講義、現場での実習及び研究を実施する。</p>
特記事項	<p>わが国における医療事故防止を含む、患者安全確保のための最新の研究成果を踏まえた研修事業は、国民生活の保障を任務とする厚生労働省の最優先事業の一つと考えられる。</p> <p>第3回医療安全対策連絡会議において、「患者の安全を守るための医療関係者の共同行動」を厚生労働大臣より提唱されている。</p>
主管課 及び関係課	<p>(主管課) 国立保健医療科学院（仮称） (関係課) 大臣官房厚生科学課 医政局総務課医療安全推進室</p>